

# 同志社大学政法会 支部規則

## (支部の定義)

第1条 同志社大学政法会（以下「本会」という。）は、会則第3条に基づき地域支部及びクラブを設置する。

- 2 地域支部は、原則として1都道府県の地域内に住所を有する会員により組織される。ただし、やむをえない事情あるときは隣接する都道府県をもって1支部を設置することができる。
- 3 クラブは、1ないし数個の目的のために当会会員で組織される。

## (地域支部の設置)

第2条 本会の地域支部を設立しようとする者は、本会会長宛に地域支部設置承認申請書を提出し、常務委員会の承認を得なければならない。

- 2 常務委員会は、前項の申請が次の各号に適合し、相当と認めるときは、地域支部の設置を承認する。
  - ① 支部設立の目的が本会の目的に適合すること。
  - ② 本会会員20名以上の連署による申請であること。
  - ③ 支部の規模として十分な活動が見込まれ、かつ継続性が見込まれるものであること。
  - ④ 地域が特定されていること。
  - ⑤ 支部会員を規律するに足る会則を有すること。

## (クラブの設置・活動中止等)

第3条 本会のクラブを設置しようとする者は、本会会長宛に、別に定めるところによりクラブ設置承認申請書を提出し、常務委員会の承認を得なければならない。

- 2 会長はクラブに対して活動報告を求めることができる。
- 3 会長はクラブの活動が適当でないと判断されるときはその活動を中止すること又はクラブを解散させることができる。

## (地域支部総会)

第4条 地域支部は、少なくとも年1回以上地域支部総会を開催しなければならない。

## (地域支部設置承認申請書)

第5条 地域支部設置承認申請書には、別に定める地域支部設置申請書様式に従い、次の事項を記載する。

- ① 地域支部の名称
- ② 地域支部の範囲
- ③ 地域支部の所在地、連絡担当者の住所氏名

④ 申請人等の住所氏名

**(地域支部設置承認申請書添付書類)**

第6条 地域支部設置承認申請書には次のものを添付しなければならない。

- ① 地域支部会則案
- ② 地域支部会員名簿（氏名、住所、卒業年次、電話番号など）

**(地域支部会員資格)**

第7条 地域支部会員は、会員であることのほか原則として、地域支部が管轄する地域内に住所を有する者とする。ただし、当該地域支部においてその例外を認めることができる。

**(地域支部会則)**

第8条 地域支部会則には次の事項を記載しなければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 会計に関する規定
- ⑤ 役員任免に関する規定

2 地域支部会則を変更しようとするときは、常務委員会の承認を得なければならない。

**(報告事項)**

第9条 地域支部代表者は、会長に対して次の事項を報告しなければならない。

- ① 支部総会の概要（総会招集通知書発送数を含む。）
- ② 役員人事（支部長、副支部長、支部委員、支部監査委員）についての異動
- ③ 地域支部会則の変更
- ④ 年次収支決算状況。但し、本部からの補助金等を受け入れた年度に限る。補助金の運用を翌期に繰り越した場合も同じとする。
- ⑤ その他会長が求める事項

**(支部の財政)**

第10条 地域支部及びクラブに関する費用は、所属する各会員の負担とする。

2 本会は、常務委員会の定めるところにより、地域支部設立および地域支部が行う事業等のために補助することができる。

**(地域支部の解散)**

第11条 地域支部を解散しようとするときは、常務委員会の承認を得なければならない。

**(クラブへの変更)**

第12条 地域支部が解散したときは、クラブとして存続することができる。

2 前項の場合、第3条による常務委員会の承認を得なければならない。

(定めのない事項)

第13条 本規則に定めのない事項については、常務委員会において決定処理する。

附則

本規則は 2008年7月5日から施行する。

本規則施行の時に現存する支部は、会則第3条に規定する支部とみなす。